

令和3年度の一般廃棄物（ごみ）の減量化状況

本県では、循環型社会の構築を目指し、廃棄物の排出抑制や循環利用を促進するという基本的な考えのもと、さらなる取組を進めるため、平成29年3月に「愛知県廃棄物処理計画」（平成29（2017）年度～令和3（2021）年度）を策定した。

今回、令和3年度における一般廃棄物（ごみ）の処理の状況を示すとともに、計画に示した令和3年度の減量化目標及び平成26年度の処理実績と比べることにより、その減量化の進捗状況を示した。

なお、現在は、令和4年2月に策定した次期計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）の新たな目標達成に向けて取り組んでいるため、参考として合わせて示した。

1 一般廃棄物（ごみ）処理の概況

（1）一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

令和3年度のごみの総排出量は2,412千トンであり、令和2年度の2,469千トンより2.3%減少している。

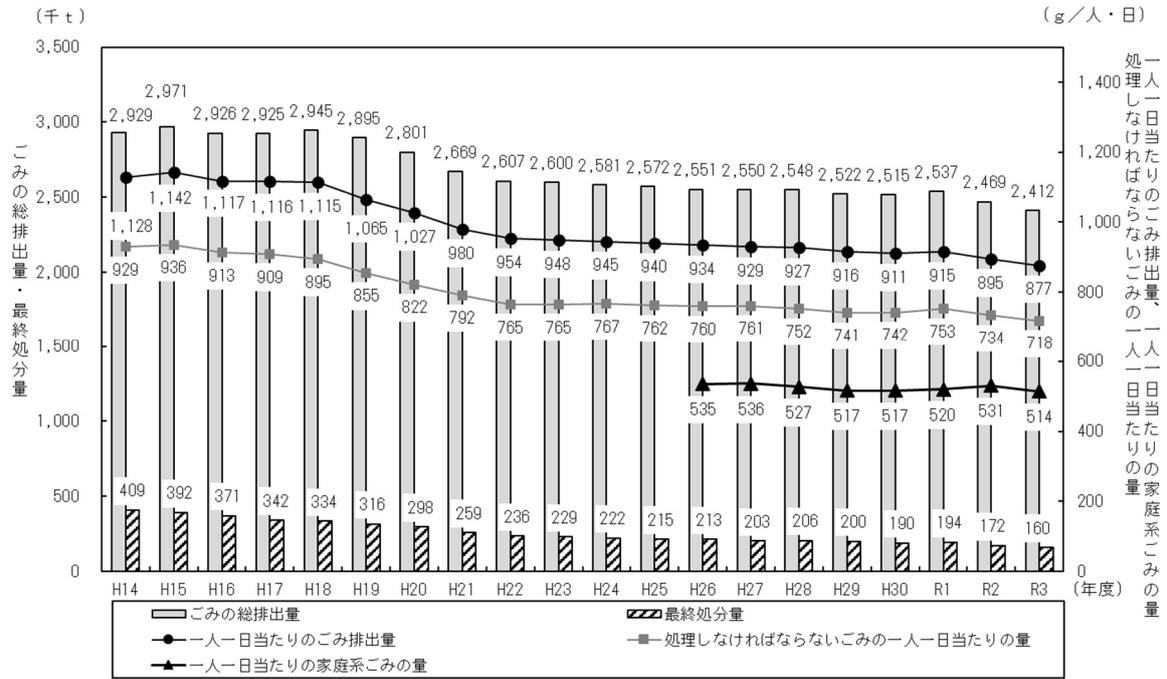
ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、令和3年度は877gとなり、令和2年度の895gに比べ2.0%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、令和3年度は718gとなり、令和2年度の734gに比べ2.2%減少している。

さらに、「処理しなければならないごみの量」から事業系ごみの量を除いた「家庭系ごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりの家庭系ごみの量」という。）すると、令和3年度は514gとなり、令和2年度の531gに比べ3.2%減少している。

最終処分量は160千トンで、令和2年度の172千トンに比べ7.0%減少している（図1-1）。

総排出量の減少に伴い、「処理しなければならないごみの量」も減少傾向にあり、近年では総排出量に対して80%台前半で推移している（図1-2）。



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている(以降全ての図も同様)。

(注3) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある(以降全ての図も同様)。

図 1-1 ごみの排出・処理状況の経年変化

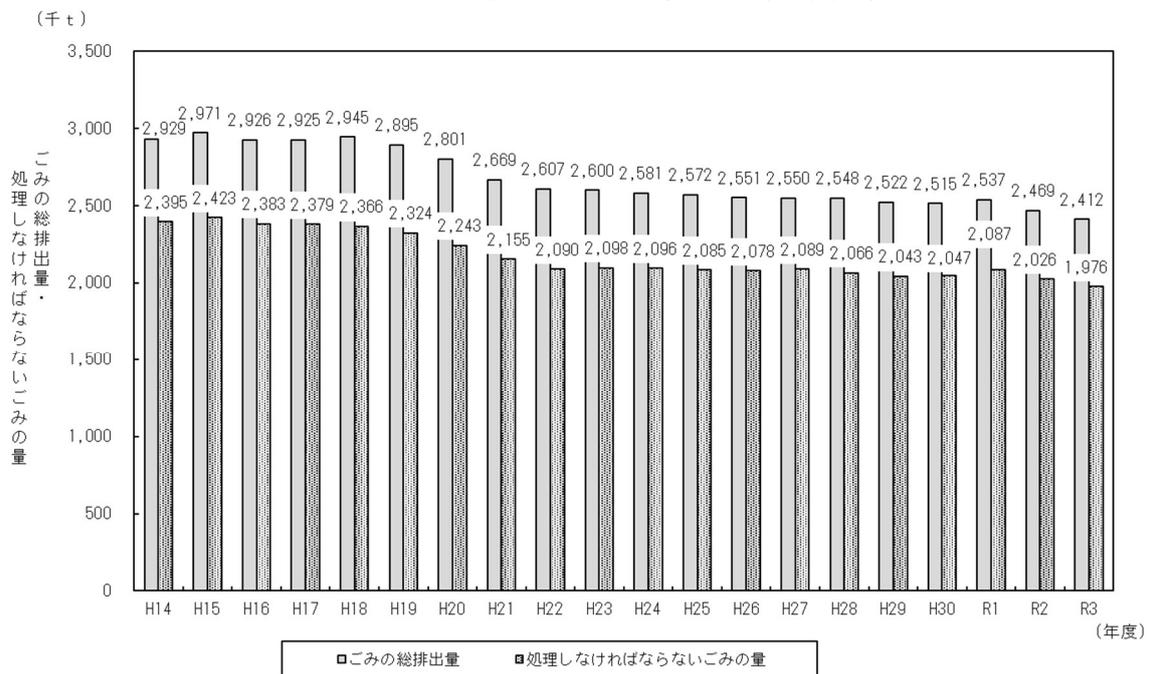
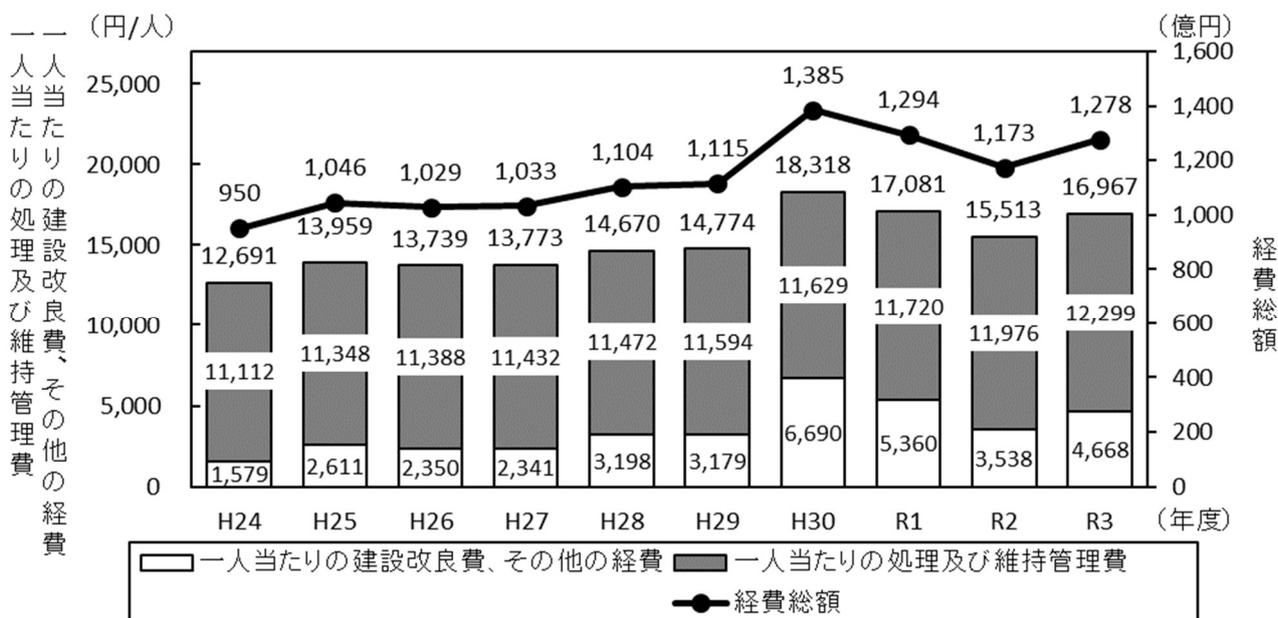


図 1-2 ごみの総排出量と処理しなければならないごみの量の経年変化

令和3年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約1,278億円であり、これを県民一人当たりには換算すると16,967円となる。

内訳は、処理及び維持管理費が12,299円(72.5%)、建設・改良費及びその他の経費が4,668円(27.5%)である。ごみ処理に要する経費の総額は、焼却施設の建設等に伴い長期的に見て増加傾向である。(図1-3)。



(注) グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含んでいない。

図1-3 ごみ処理経費の推移

令和3年度における、生活系ごみの収集量は1,666千トン、事業系ごみの収集量は648千トンとなっている。収集ごみに集団回収を加えたごみの総排出量2,412千トンに対し、生活系ごみは69.1%を占めた。令和2年度と比較すると、生活系ごみは3.1%減少し、事業系ごみは0.5%増加した(図1-4)。

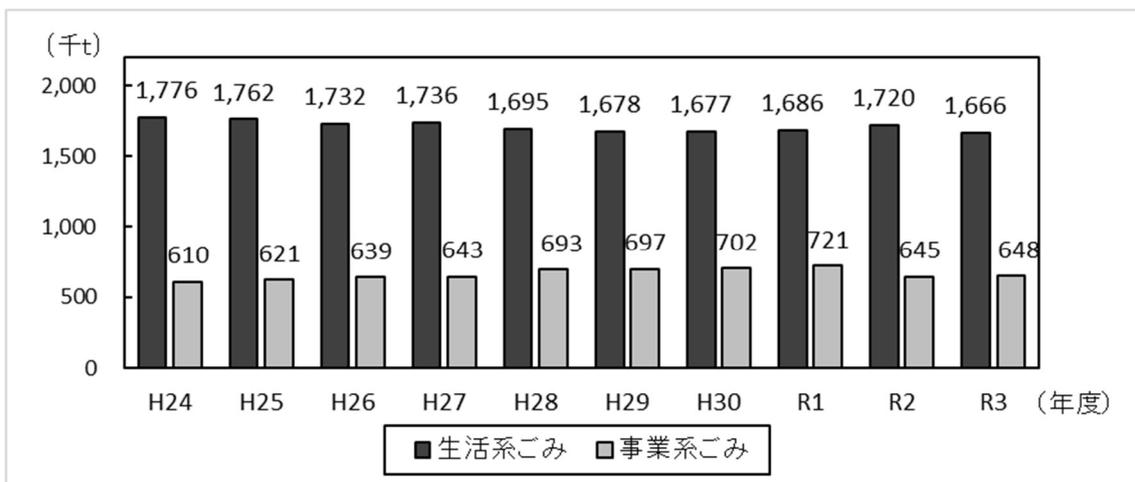
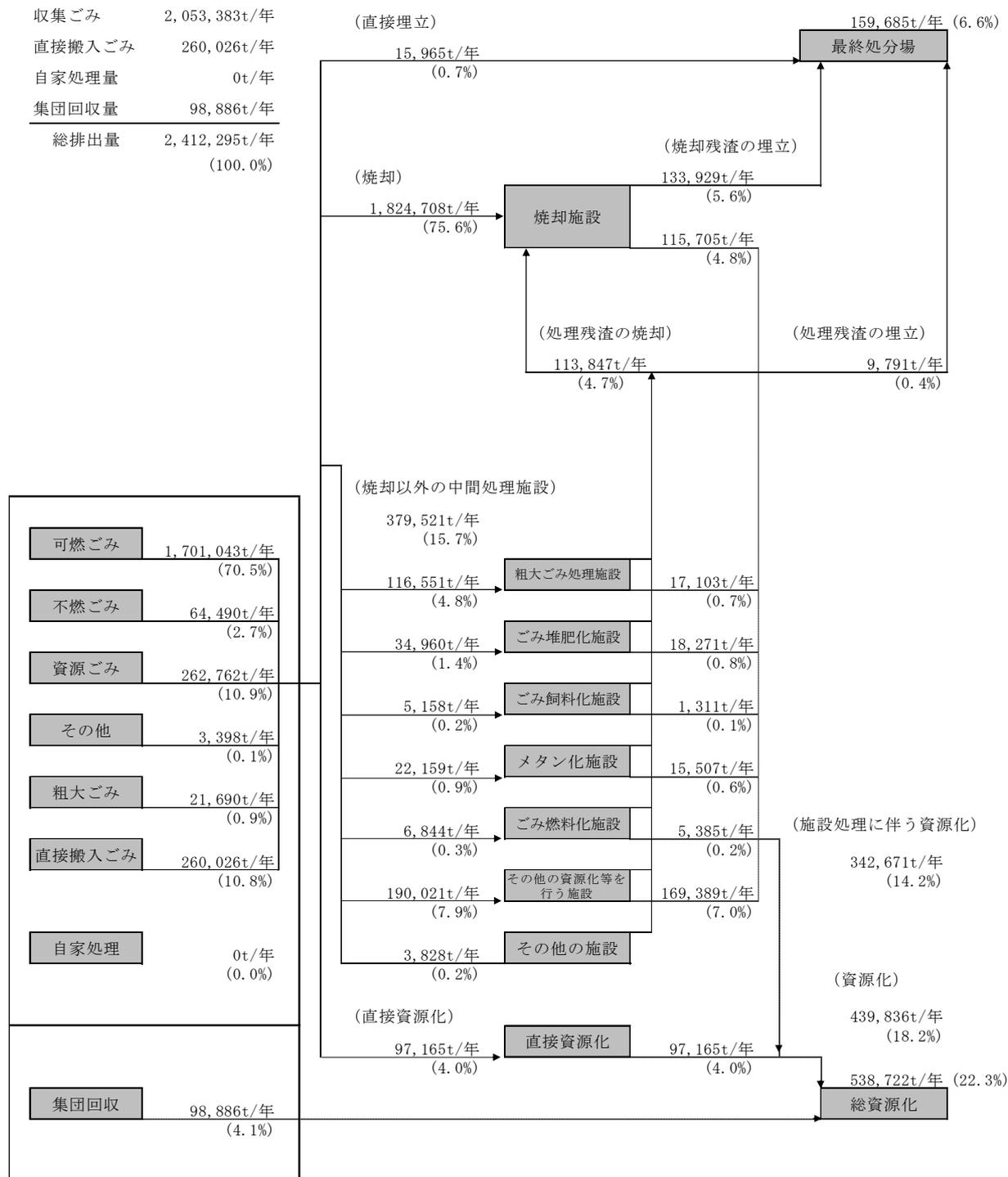


図1-4 ごみの収集量の経年変化

ごみ処理の流れは、図 1-5 のとおりである。これは、令和 3 年度中に収集されたごみ 2,053 千トン、直接搬入されたごみ 260 千トン、集団回収量 99 千トンの総量 2,412 千トンが 1 年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが 539 千トン、埋立処分されたものが 160 千トンであった。



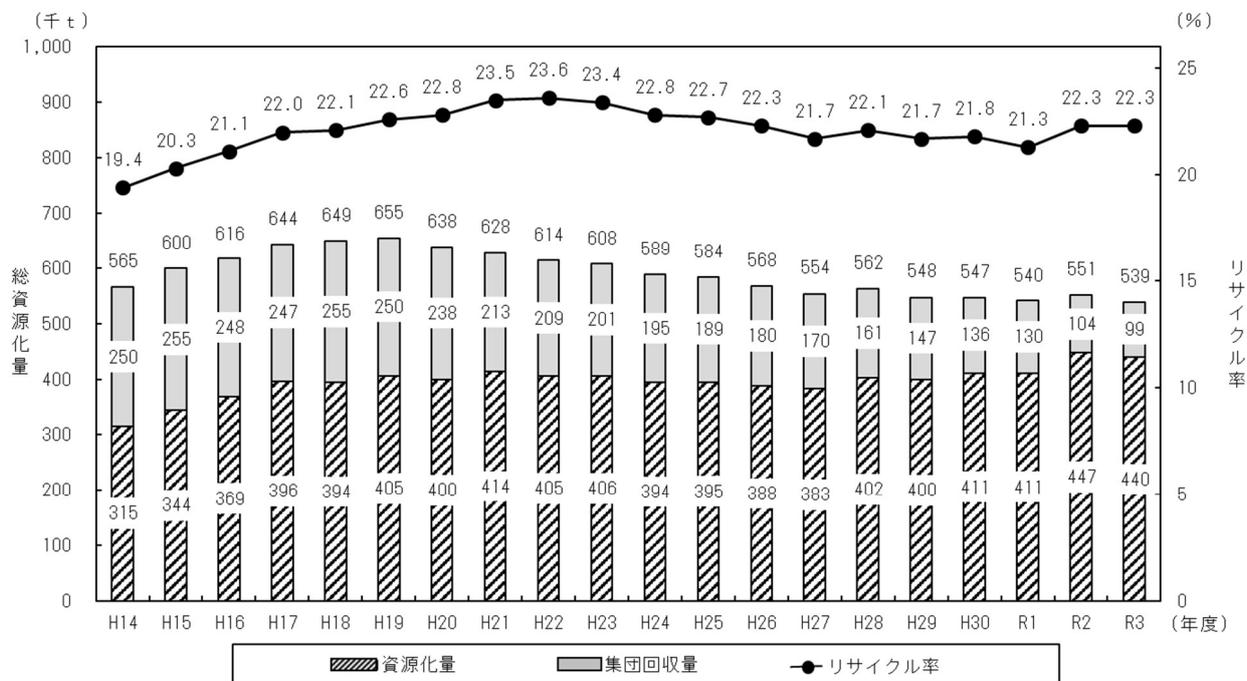
(注 1) 収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみなど、他の収集区分に分類できないものをいう。
(注 2) 「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。
(注 3) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。
(注 4) () は総排出量に対する割合を示す。

図 1-5 ごみ処理の流れ（令和 3 年度）

(2) 一般廃棄物(ごみ)の資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた令和3年度の総資源化量は539千トンで、令和2年度の551千トンに比べ2.2%減少している。平成19年度以降は、ごみの総排出量減少に伴い総資源化量も減少傾向にある(図1-1及び図1-6)。

なお、令和3年度のリサイクル率は22.3%であり、令和2年度の22.3%と同水準となった。



(注1)「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。

(注2)「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

(注3)「リサイクル率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100

図1-6 総資源化量とリサイクル率の経年変化

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、令和3年度の総資源化量の内訳は、紙類 167千トン、金属類 50千トン、ガラス類 37千トン、ペットボトル 19千トン、プラスチック類 57千トン、布類 12千トン、熔融スラグや肥料等、その他 197千トンとなっている（図 1-7）。

紙類については、新聞や雑誌の発行部数の減少や IT 化の影響で、紙の消費が減っていることにより、近年減少傾向にある一方で、熔融スラグやセメント原料等、その他の資源化が増加傾向にある。

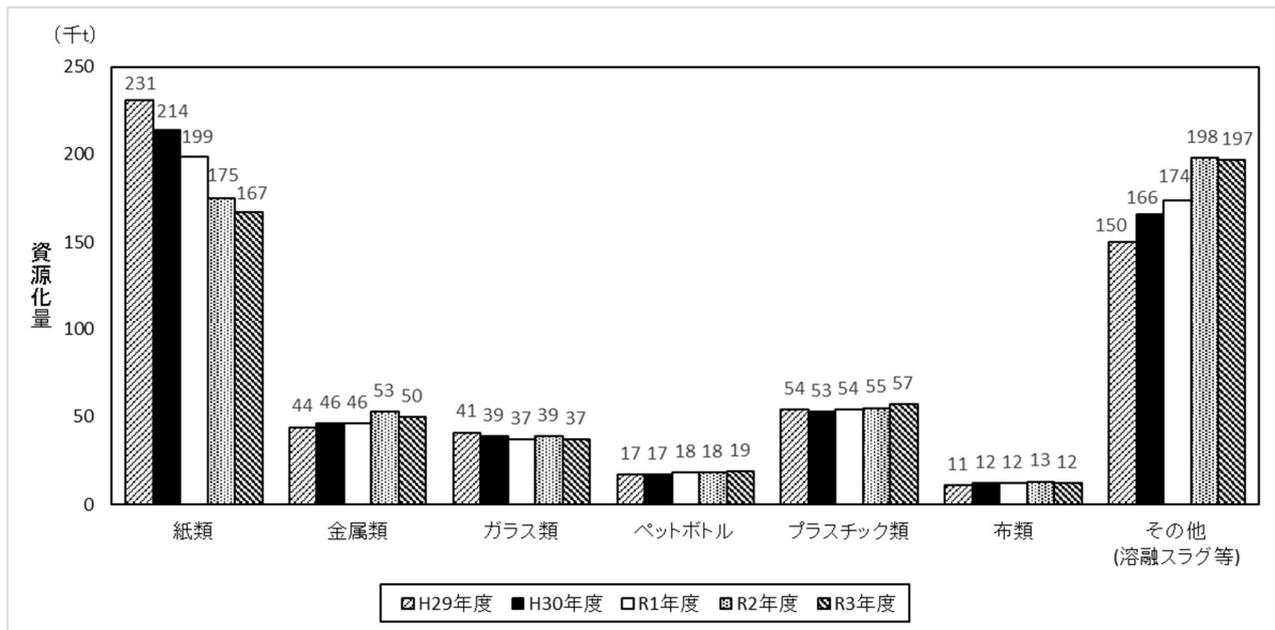


図 1-7 資源化の状況

(3) 一般廃棄物（ごみ）の最終処分の状況

焼却残さや、その他中間処理の際に発生した処理残さの処分を含め、令和3年度の最終処分量は160千トンで、令和2年度の172千トンに比べ7.0%減少している。

なお、このうち県外の処分量は12千トンで、令和2年度の18千トンに比べ33.3%減少している。県外処分率は、前年度に比べ増加した年もあるが、長期的には減少傾向にある（図1-8）。

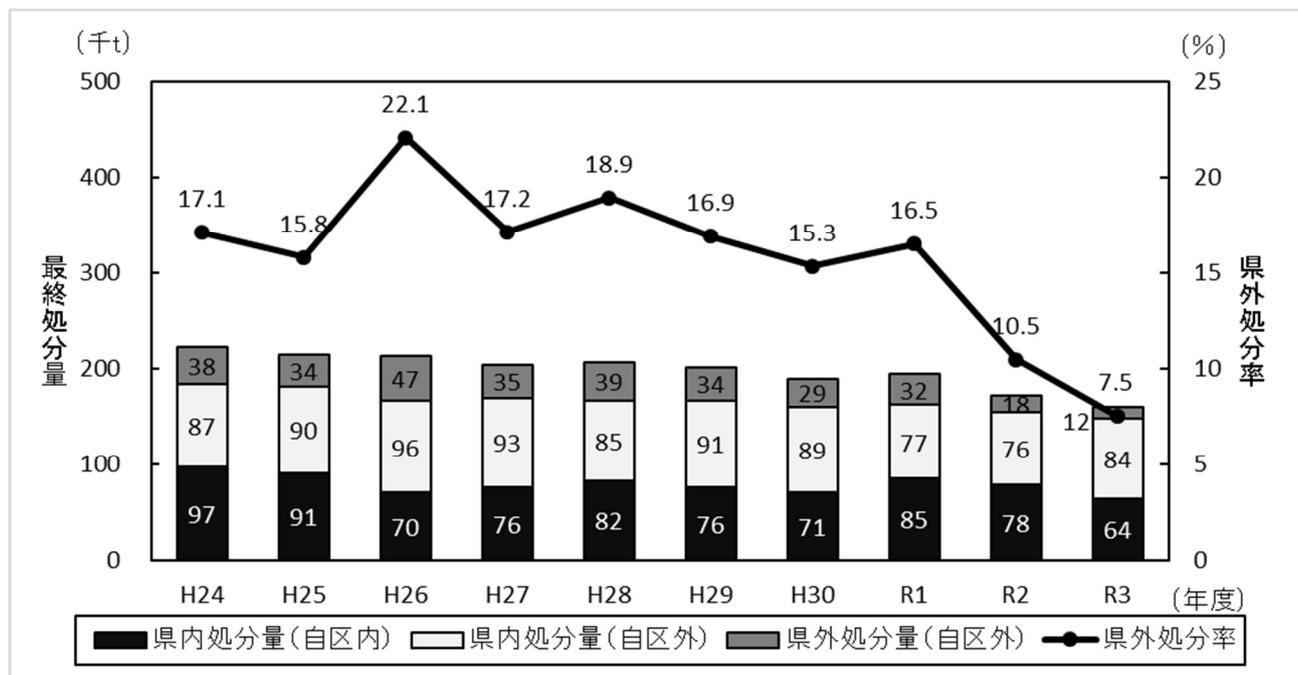


図 1-8 ごみの最終処分量の経年変化

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理施設の設置状況

ア 中間処理施設及び資源化施設の設置状況

令和3年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数 は 94 である。その内訳は焼却施設が 35、ごみ燃料化施設が 1、粗大ごみ処理施設が 19、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が 38（うち堆肥化施設が 5）、その他（破砕処理）施設が 1 となっている（表 1-1）。

表 1-1 中間処理施設の設置状況（令和3年度末現在）

区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	35	8,989.5t/日	ほかに 6 施設休止、 1 施設建設中
ごみ燃料化施設	1	670.7t/日	ほかに 1 施設休止
粗大ごみ処理施設	19	1,130.4t/日	ほかに 1 施設休止 1 施設建設中
資源化施設	38	684.3t/日	38 施設のうち 5 施設 が堆肥化施設、 ほかに 2 施設休止
その他施設	1	67.7t/日	
合 計	94	11,542.6t/日	

(注 1) 施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

(注 2) 「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破砕、減容化等を行う施設をいう。

イ 焼却施設におけるごみ発電及び余熱利用の状況

令和3年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力[※]は149.2MW（発電設備を有する25施設の合計）で、令和2年度の142.7MWから4.6%増加した。総発電電力量は718.8GWh（稼働した25施設の合計）で、令和2年度の682.9GWhに比べ、5.3%増加しており、長期的に見て上昇傾向にある（図1-9）。

また、令和3年度における余熱利用を行っている焼却施設[※]は33施設であった。

※ 休止施設及び建設中の施設を含む。

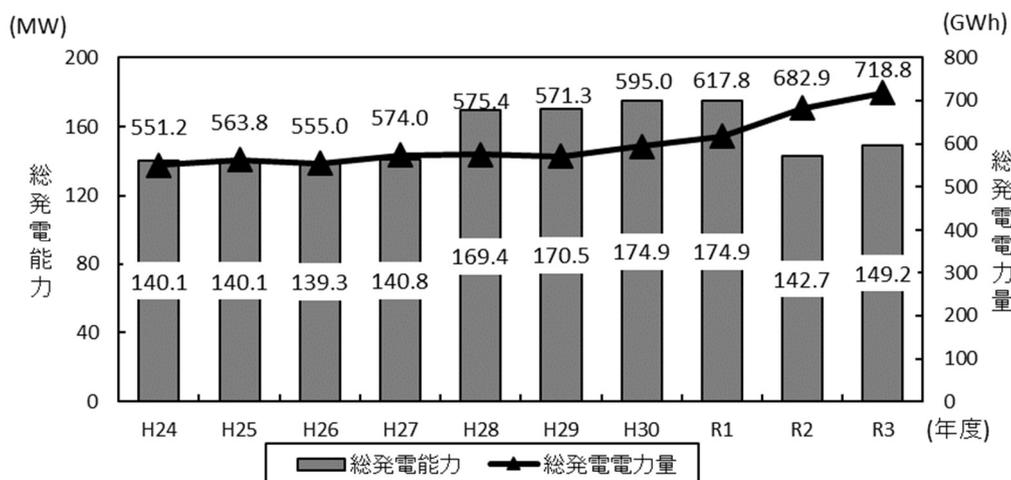


図 1-9 焼却施設におけるごみ発電の状況

ウ 最終処分場の設置状況

令和3年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は75（休止、埋立終了を含む。）で、残余容量は2,961千 m^3 である。これを令和3年度の埋立容量75千 m^3 で除した値（残余年数）は39.5年であり、令和2年度と比べ減少した（図1-10）。

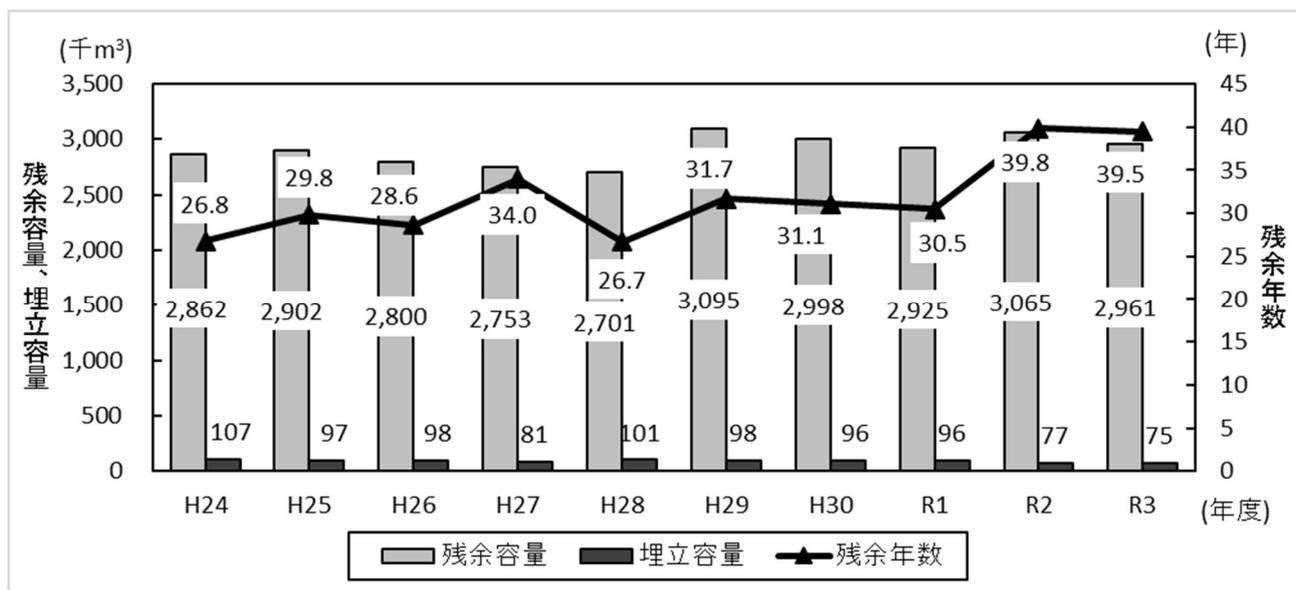


図 1-10 最終処分場の残余容量、最終処分量、残余年数の経年変化

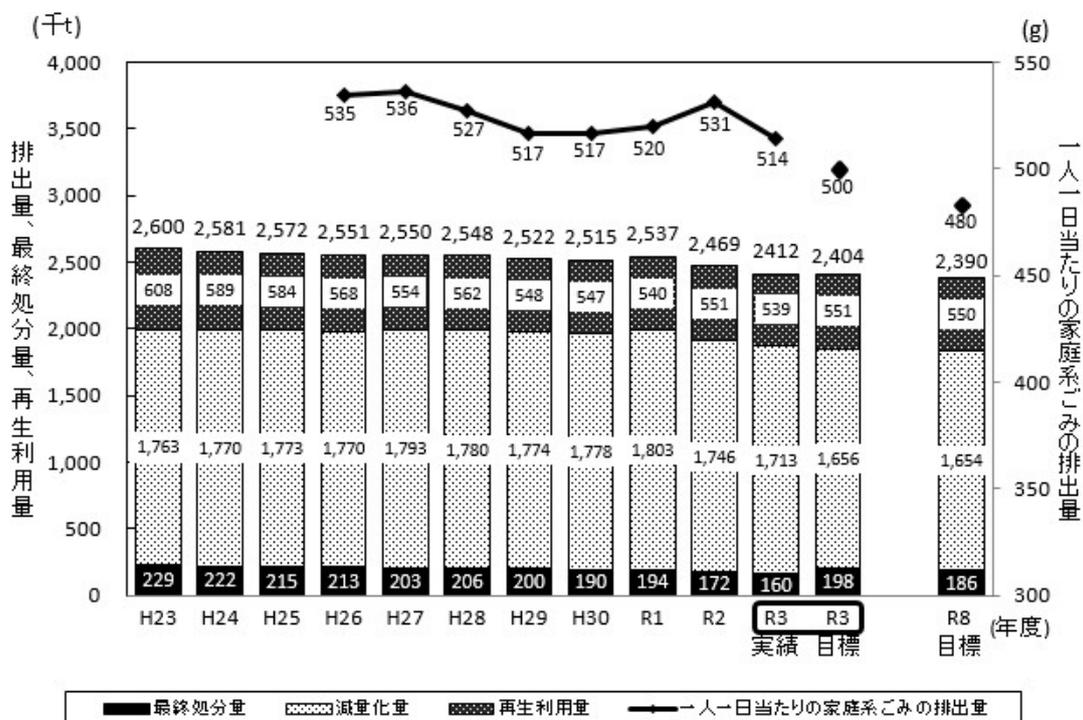
2 一般廃棄物（ごみ）処理の目標達成状況及び経年変化

「愛知県廃棄物処理計画」（平成 29 年度～令和 3 年度）における令和 3 年度の減量化目標は次のとおりである。

- ・ 排出量は、平成 26 年度に対して約 6 % 削減する。
- ・ 再生利用率は、平成 26 年度の約 22% から、約 23% に増加させる。
- ・ 最終処分量は、平成 26 年度に対して約 7 % 削減する。
- ・ 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を、500g とする。

計画期間最終年に当たる令和 3 年度の排出量、再生利用率、最終処分量及び一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は以下のとおり（図 2-1 及び図 2-2）。

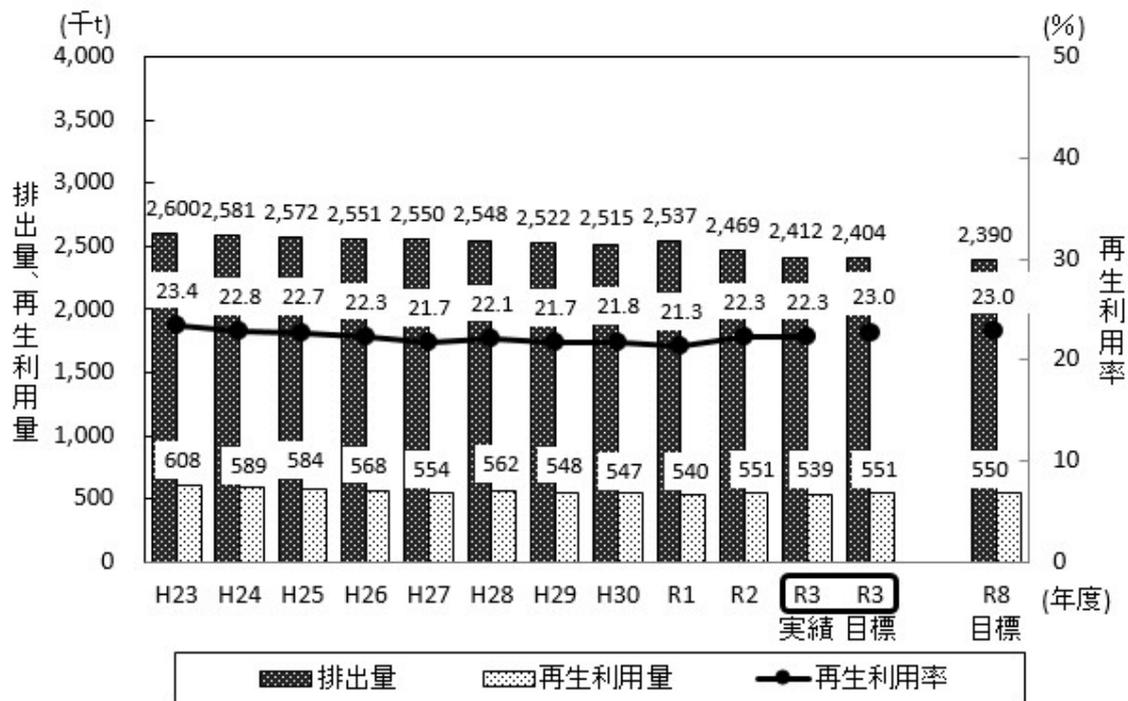
- ・ 排出量は 2,412 千トンで、平成 26 年度の 2,551 千トンに比べて 5.5% 減少しているが、目標には達しなかった。
- ・ 再生利用率は 22.3% で、平成 26 年度と同じ値となっている。令和 2 年度から横ばいであり、目標には達しなかった。
- ・ 最終処分量は 160 千トンで、平成 26 年度の 213 千トンに比べて 24.9% 減少しており、目標を達成した。
- ・ 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量は 514g で、平成 26 年度の 535g に比べて 3.9% 減少しているが、目標には達しなかった。



※R8 目標は次期計画（令和 4 年度～令和 8 年度）から掲出している。

再生利用量の目標値は、排出量及び再生利用率の目標値から計算した。

図 2-1 一般廃棄物の減量化目標の達成状況



※R8 目標は次期計画（令和 4 年度～令和 8 年度）から掲出している。
 再生利用量の目標値は、排出量及び再生利用率の目標値から計算した。

図 2-2 一般廃棄物の再生利用率の達成状況